

令和7年度 静岡市茶の有機 JAS 認証取得事業奨励金について

市内の茶の有機農業への取組を促進し、持続可能な茶業経営を実現することを目的に、茶の有機 JAS 認証を新たに取得した者に対して、予算の範囲内において奨励金を交付します。

1. 対象事業・交付金額

事業概要	補助対象者	奨励金の額	その他
有機茶栽培の着手にあたって、茶の有機 JAS 認証を新たに取得した事業	市内農業者等	有機 JAS 認証を取得した面積 1 アール当たり 1 万円(地番毎の面積を合算後の 1 アール未満は切り捨て) <u>※認証機関による認証面積が納税通知書等に記載の農地面積を超える地番は、納税通知書等の面積により算定します。</u>	・令和7年度中に茶の有機 JAS 認証を新たに取得した事業が対象となります(過年度に認証を取得したものは対象外) ・交付申請は年度内に 1 回までとなります

2. 事業の進めかた

- (1) 希望調書：予算の範囲内での交付となりますので、今年度新たに有機 JAS 認証取得予定のある方の提出は、事前に J A 営農指導担当の方もしくは農業政策課へ希望調書を提出して下さい。

【希望調書最終受付】令和7年11月28日(金)まで

※希望調書の提出が無い場合には申請は受け付けませんのでご了承ください。

- (2) 申請：有機 JAS 認証取得後、下記の書類をご用意いただき、農業政策課に申請します。
- ①交付申請書(様式第1号)
 - ②有機 JAS 認証を取得したことがわかる書類
 - ③有機 JAS 認証を取得した面積がわかる書類
 - ④有機 JAS 認証を取得した位置がわかる書類
 - ⑤固定資産税の納税通知書及び課税明細書又は名寄帳の写し(自己所有地の場合)
 - ⑥農地法第3条第1項、農業経営基盤強化促進法第18条第1項、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条又は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により借り受けていることを証明する書類の写し(借地の場合)
 - ⑦定款、規約等(法人、組合その他の農業者で組織する団体の場合)
 - ⑧団体構成員名簿(法人、組合その他の農業者で組織する団体の場合)
- (3) 確認：申請いただいた書類を元に確認作業を行い、交付金額の確定を行い通知します。
- (4) 請求：金額確定後に請求書(様式第3号)をご提出ください。その後、奨励金の支払いを行います。

担当・問い合わせ

静岡市経済局 農政部 農業政策課 お茶のまち推進係

電話：054-354-2089/FAX：054-354-2482

Mail：nougyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp